

ILO の歴史(戦後、パート2)

1960 年

第 1 回 ILO アフリカ地域会議(1960 年 12 月 5～16 日、ラゴス)

この最初のアフリカ地域会議は、ILO がそれまでに開催した中で最大の地域会議となりました。この会議は、アフリカの新生国家の相次ぐ独立という特別な世界情勢を背景として開催されました。また、1960 年にはアフリカに注目が集まっていたため、この会議の国際的反響はさらに高まりました。会議では、アフリカにおける ILO 活動に関する 3 つの主要な決議が採択されました。

- アフリカにおける、国際条約および勧告の準備、批准、適用
- 技術援助
- 労働者教育、および中小企業経営者の訓練

この会議はデイビッド・A・モース ILO 事務局長にとって、アフリカ全域の代表者が、当時加盟国の主要な関心事であった社会問題や労働問題について討議する場となったという点で、極めて重要なものでした。

国際労働問題研究所(IILS)の設立

IILS は、社会・労働問題に関する高等研究センターとして、1960 年に ILO によって設立されました。その使命は、教育と研究を通じて労働問題についての理解を深めることです。

1964 年

南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する ILO 宣言

1963 年 6 月、ILO 理事会はアパルトヘイト政策を理由に南アフリカ共和国を一部の通商委員会から排除することを決定しました。1964 年、第 48 回 ILO 総会は南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する宣言と労働分野におけるアパルトヘイトの撤廃に向けた ILO プログラムを、全会一致で採択しました。同宣言は機会平等原則を改めて主張し、南アフリカ政府の人種政策を非難し、アパルトヘイト政策を放棄することにより全ての人間の自由と尊厳を尊重するという約束を認識し、かつ遂行するよう南アフリカに要求しました。

南アフリカ共和国は、正式に排除されることを避けるために自発的に ILO から脱退し、1964 年 3 月 11 日に脱退を通告しました。こののち同国は、アパルトヘイト法の正式廃止から 3 年後、ネルソン・マンデラ氏が大統領に選出されてから 10 日後の 1994 年 5 月 26 日に ILO に再加盟しました。1990 年には、当時、アフリカ民族会議(ANC)の副議長であったネルソン・マンデラ氏が第 77 回 ILO 総会に出席し、ILO のアパルトヘイトに対する闘いに謝意を表明しました。2007 年 6 月、ILO はネルソン・マンデラ氏とカルメロ・メサ＝ラゴ教授に対し、世界中の人々の生活改善におけるたぐいまれな個人的貢献を讃えて、第 1 回ディーセント・ワーク研究賞を贈りました。

「アパルトヘイトなどの公然と表明された人種差別政策を法律によって、甚だしくかつ執拗に推進していることが、国連によって発見された加盟国の国際労働総会への参加を一時停止する権限を国際労働総会に与える条項を国際労働総会憲章に含める」、とするILO憲章改正文書(No.2、1964年)は、では失効しています。

1965 年

活動と組織の分散化を進めるILO

国連開発計画(UNDP)の設立、ならびに技術協力や勧告を求める新規加盟国数の増加に伴い、デイビッド・A・モースILO事務局長は、管理運営の分権化を進めることにしました。

1965年、事務局長はILOの実効性を高めるために、最初の分権化へ向けた措置を講じました。このILOの管理運営機構の抜本的改革の目的は以下の通りでした。

- 目標、ニーズ、計画についての知識と相互理解を深めるため、ILOと加盟国(および各国の労使団体)の距離を縮める。
- ILOの研究および出版物が加盟国の状況やニーズに関して、より直接的な知識に基づいたものとなるようにする。
- ILOの国際労働基準の順守を一層促進する。
- 地域機関との協力関係を向上させる。
- 現地の状況に精通した技術スタッフチームを活用し、労働・社会問題に関する援助や助言サービスを、加盟国に迅速に提供する。
- 現場で対処した方が有利な管理運営・技術的問題に関しては、本部で中央集中的に対処するのではなく、外部のスタッフに委託することにより、ILOの対外活動の実効性を高める。

これらの目標を達成するために、主に4つの措置を講じました。

- さまざまな地域に、地域・エリア・国別事務所のネットワークを設立。
- 地域顧問や技術スタッフ・チームを各地域に派遣。
- 各地域に適切な管理運営機構を導入。
- 明確な意思伝達システムを確立し、本部と現地組織との間の責任の所在を明確に定義。

(出典: Programme and budget for the biennium 1970-71、第52会計期間、ILO、ジュネーブ、1969年、p.13)

ILO 国際研修センター(トリノ)の開設

加盟国の経済的・社会的発展を促進し、ILOを構成する政労使の役割を強化することを目的として設立された国際研修センターでは、民間企業や国有会社の幹部、職業訓練システム・施設の責任者、労働組合や使用者団体のリーダー、公務員、および社会政策の策定・実施、女性の経済的自立、人材管理を担当する国の職員を対象とした各種講座を開講しています。

センター開設以来、172の国や地域の約70,000人がさまざまな訓練を受けています。

1968 年

国際人権年(1968 年)

1966 年 6 月、第 50 回 ILO 総会は、国際人権年への ILO の貢献に関する決議を採択し、世界における人権の普遍的尊重および順守に向けた国連との協力を今後も継続することを確認しました。

1968 年 6 月、デイビッド・A・モース ILO 事務局長は第 52 回 ILO 総会で、ILO の人権関連活動について再び言及しました。モース事務局長の報告書(重要文書を参照)では、ILO の行動手段(基準設定と監視システム、実践的技術協力活動の実施)、ならびに 1944 年のフィラデルフィア宣言の観点から見た ILO の主要目標(自由、平等、経済・社会保障など)が示されました。ILO は、1968 年 4 月から 5 月にかけてテヘランで開催された国際人権会議においても、このテーマを提示しました。

第 52 回 ILO 総会では、人権分野における ILO の行動に関する決議を採択しました。この決議は、「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統または社会的出身に基づく差別を撤廃する緊急的必要性」を想起し、長期的かつ協調的な人権プログラムの実施を ILO に要請しました。

1969 年

ILO 創立 50 周年とノーベル平和賞受賞

デイビッド・A・モース事務局長は ILO 総会(第 54 回総会、1970 年)への報告書の中で、1969 年が ILO にとって特別な年であったと述べています。ほとんど全ての加盟国で、ILO の創立 50 周年を祝うとともに、その創立の基盤となった原則、達成してきた成果、実施してきた活動についての知識を深めるべく、特別な祝典が行われました。国連、その専門機関、およびさまざまな政府間機関が、50 周年記念式典に参加しました。

この年のハイライトとなった出来事は、ILO のノーベル平和賞受賞でした。1969 年 12 月 10 日、モース事務局長が、理事会事務局のメンバーが同行する中、ILO を代表して授賞式に出席しました。ノーベル委員会委員長のアーセ・リオネス氏は、授賞式で次のように述べています。「ジュネーブにある ILO 本部オフィスの礎石には、『Si vis pacem, cole justitiam(平和を欲せば正義を培え)』と刻まれています。基盤とする道徳的概念を実行に移すことにおいて、ILO ほどの成功をおさめた組織はまれです。……この 50 年の間に、ILO は 250 を超える条約と勧告を採択しました。121 カ国の全加盟国が全ての条約を批准しているわけではありませんが、ILO はあらゆる国の社会福祉関連法に恒久的な影響を与えたと言っても過言ではないでしょう」(ノーベル平和賞、1969 年)

「世界雇用計画(WEP)」の発足

世界雇用計画(WEP)は、2つの理由によって設立されました。1つは国家的・国際的な開発政策の主要目的である生産的雇用を多くの人々に創出すること、2つ目はその目標に向けて加盟国の行動計画の策定及び実施を支援することです。

デイビッド・A・モース事務局長はILO 総会(第 53 回総会、1969 年)への報告書の中で、WEP はILO が有する行動手段を全面的に活用することを必要としている、と主張しました。技術協力と国際労働基準設定活動を推進し、これに「雇用創出に関わる多くの技術的問題と、それに必要な訓練を明確にするために、内容のある研究要素」を組み込む必要がありました。

長年にわたり、WEP はさまざまな政府や国際機関(特に国連開発計画(UNDP)と国連人口基金(UNFPA)を通じて)広く財政支援を受けています。

1970 年

C・ウィルフレッド・ジェンクス事務局長就任(1970 年～1973 年)

1973 年

最低年齢条約、1973 年(第 138 号)

「この基本条約は、就業が認められるための一般的な最低年齢を 15 歳(軽易な労働の場合は 13 歳)と定め、危険性のある労働の場合は最低年齢を 18 歳とする(特定の厳格な条件が満たされれば 16 歳とする)。この条約は、経済及び教育施設が十分に発達していないところでは、当初は一般的な最低年齢を 14 歳(軽易な労働については 12 歳)と定めることができる」としている」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)
- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

1974 年

フランシス・ブランシャール事務局長就任(1974 年～1989 年)

1977 年

「国際労働条件・作業環境改善計画(PIACT)」の発足

1970 年代初め、ILO は労働条件と作業環境の問題への広範な取り組みを開始し、これに関する 2 つの決議(1972 年の「労働に関わる環境の保護及び改善に対する ILO の貢献」、および 1974 年の「作業環境」)を採択しました。

第 60 回 ILO 総会はさらなる一步を踏み出し、労働条件と作業環境の分野における ILO の今後の行動に関する決議を採択しました。この決議は、「労働条件の改善と労働者の肉体的・精神的健康の保護は、ILO の本質的かつ恒久的使命である」としています。加盟国や各国の労使団体との正式な協議を経て、ILO 理事会は 1976 年 11 月の会合で PIACT の概要を承認しました。PIACT には、以下の 5 つの主要目標がありました。

- 加盟国に対し、労働条件と作業環境の向上を目的とする具体的な目標を設定するよう促す。
- 国際労働基準においてすでに定められている目標について、加盟国による採択を促進する。
- 必要に応じて、国の行動計画の新たな目標を設定する。
- 政府、労使団体、研究・訓練機関に対し、それぞれの可能性に応じた労働条件・作業環境向上プログラムの準備及び実施に必要な支援を提供する。
- PIACT および各国のプログラムの進捗状況を定期的に評価する。

「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」

第 204 回理事会(1977 年 11 月)で採択されたこの宣言は、多国籍企業と社会政策との関係に関して最初の三者協議として 1972 年に開始されたプロセスの成果です。

その目的は、多国籍企業の慣行、及びその多国籍企業が進出している国の政府と労使団体との関係に指針を提供し支援することです。この宣言の中で示された原則は、雇用、訓練、労働条件、労働と安全衛生、および労使関係分野における優良行動規範や好事例となっています。

フランシス・ブランシャール事務局長は、同宣言の前文で次のように語っています。「本宣言に含まれる指針は、多国籍企業が経済的・社会的発展のため、また自らの事業活動によって生じ得る困難を低減または解決するために積極的に貢献するうえで役立つだろう」(多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言)

1982 年

ポーランドの第 87 号条約および第 98 号条約の不履行に対する申立て

1957 年、ポーランドは結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)、ならびに団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)を批准しました。しかし 1981 年に戒厳令が布告されると、ポーランド政府は労組「連帯」に対し活動の一時停止を命じ、その指導者や組合員の多くを追放しました。

1982 年 6 月 16 日付で ILO 事務局長に送られた書簡の中で、フランスの労働者代表マルク・ブロンデル氏とノルウェーの労働者代表リブ・バック氏は、ILO 憲章第 26 条に基づき、上述の 2 本の条約の不履行についてポーランド政府を訴えました。ブロンデル氏とバック氏は、第 68 回 ILO 総会の自国労働者代表として、ILO 憲章第 26 条第 4 項のもとで提訴を行う資格を有していました。

1983 年 5 月 27 日に ILO 理事会は、ILO 憲章第 26 条第 3 項に従い、この事例全体を調査委員会で検討するという結社の自由委員会の勧告を、賛成 44 票、反対 6 票、棄権 5 票で承認しました。1983 年 6 月 23 日に調査委員会のメンバーが指名され、1983 年 9 月 5 日および 6 日に最初の作業部会が開かれました。ニコラス・バルティコス氏が議長を務めた同委員会は、1984 年 5 月 2 日に結論と勧告を出しました。その内容は、上記 2 本の ILO 条約の重大な不履行があったことを同委員会において認めるというものでした。ILO はこの結論に基づき、ポーランドに対し義務を果たすよう要請しました。その結果、ポーランド政府は 1989 年に「連帯」を承認し、法的地位を与えました。「連帯」のリーダーで後に 1990 年から 1995 年にかけてポーランド大統領を務めたレフ・ワレサ氏はこう述べています。「戒厳令施行後 ILO が設置した審査委員会は、ポーランドに民主主義をもたらした変革に対し多大なる貢献を果たした。」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1986 年

ILO 憲章改正文書

1986 年 6 月 24 日、ILO は第 72 回総会において、創設 75 周年とフィラデルフィア宣言 50 周年という節目を迎えるにあたり、ILO 憲章改正文書を採択しました。

この文書はまだ発効していません。主要産業国である加盟 10 カ国(ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国、米国)のうちの 5 カ国を含む、ILO 加盟国の 3 分の 2 が批准または受理し発効することになります。

1986 年の改正は、第 40 条まである ILO 憲章のうち 11 条に変更を加え、ILO の構造と機能のいくつかの重要な側面に関わるものとして、特に以下の 4 領域に触れています。

- ILO 理事会の構成とガバナンス
- ILO 事務局長の任命手続き
- ILO 総会における投票
- ILO 憲章の改正方法をつかさどる規則

1989 年

ミシェル・アンセンヌ事務局長就任(1989 年～1999 年)